

【処遇改善の取組】

社会福祉法人つるかわ学園では、「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ」と「福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ」を取得し職員の賃金、資質の向上に努めております。

具体的な取達は次の通りです。

○賃金改善

〈福祉・介護職員処遇改善〉

- ・毎月の給与時、対象職員に手当として支給

〈福祉・介護職員等特定処遇改善〉

- ・経験・技能のある障害福祉人材（介護福祉士等を有する経験10年以上の職員）について賞与または手当（特定処遇改善手当）として支給
- ・上記以外の障害福祉人材について賞与または手当（特定処遇改善手当）として支給
- ・その他の職種について賞与または手当（特定処遇改善手当）として支給

なお、経験・技能のある障害福祉人材の考え方は、対象職員、対象資格を保有し、前歴の経験年数も考慮し、10年以上勤務するものであり、業務内容や技能等を勘案し決定しています。

○キャリアパス要件

- ・職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めています
- ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています
- ・利用者ニーズに応じた良質なサービス提供のために技術・能力の向上に努めます
- ・資格取得のための支援の実地
（スクーリングや実習に参加する為に5日間の業務免除制度等）

○職場環境等

〈資質の向上〉

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

〈労働環境・処遇の改善〉

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善